

要望事項 (優先順位 3)

洛北第三土地区画整理事業に伴う、都市計画道路3・5・109号線(幡枝中通)の開通によるバス路線の再整備について

要 旨

西幡枝地区においては、都市計画道路3・5・109号線(幡枝中通)の開通により、また、土地区画整理事業に伴う宅地化により人口が増えているため、民営バス路線の再整備を要望します。

回 答

(京都バス)

西幡枝地区の宅地開発が進行していることは把握しており、路線バス運行の検討対象区間と位置付けておりますが、当幡枝地区における既設系統のご利用は芳しくない状況が継続しております。

地域の皆様のご協力の下、当該要望区間内でのバス停留所の設置箇所候補地について、地域の皆様からの具体的な御提案並びに設置箇所候補地における地先同意の調整等について地域の皆様のご協力をいただけること、また昨年度以降、京都市様・地元の皆様とともにMM(モビリティ・マネジメント)を実施しているところであり、このMMを契機に地域の皆様の主体的な活動を通じて当地域のバス利用がさらに促進されることを期待すると共に、今後の当該地区における既設系統の収支状況を見極めながら、可否検討を進めて参る所存です。